

## ディ・シイグループ サプライヤー行動規範

ディ・シイグループ（以下、当社グループ）は、太平洋セメントグループの一員として、社会に安心・安全を提供すべく、サステナビリティに基づいた事業活動を推進しています。また当社グループは、バリューチェーン上の様々なサステナビリティ課題の解決にも取り組んでまいりたいと考えています。そのためには、サプライヤーの皆様とのパートナーシップのもと、協力して取り組むことが不可欠です。

本行動規範は、当社グループがサプライヤーの皆様に、当社グループとの取引や日々の事業運営において遵守いただきたい事項を記載したものです。本行動規範の趣旨および内容をご理解の上、ご協力の程お願ひいたします。

サプライヤ様におかれましても、本行動規範の趣旨をご理解の上、社内への周知と遵守ならびに持続可能なサプライチェーンの実現に向けて、貴社のサプライヤ様への働きかけをお願いいたします。

また、本行動規範に照らして課題が明らかになった場合には、サプライヤ様と当社グループとが連携・協力してその解決に取り組みたいと考えております。

### 【法令の遵守、公平・公正な取引】

#### 1. 法令等の遵守

当規範に記載されている各内容に加え、適用されるすべての法律・政令、条例・規則等の他、その背景にある社会通念までを含めて遵守することをご依頼申し上げます。

#### 2. 腐敗防止

腐敗防止に関する以下の行動をご依頼申し上げます。

- ・贈収賄を含め、横領、インサイダー取引、利益供与の強要、マネーロンダリング、脱税等に関与、加担する行為は行わない。
- ・直接の取引関係の有無にかかわらず、社会通念に照らして適正でない接待や贈答は行わない。
- ・直接および間接を問わず、公務員（外国公務員または政府系企業の役職員を含む）に対して、国内外の諸法令に違反する賄賂の申し込み、支払い、またはその約束を行わない。

#### 3. 公正な競争

各法令を遵守し、公平な競争を行うことをご依頼申し上げます。

### <ご参考>公正な競争に反する行動（例）

- ・カルテル：複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量等を共同で取り決める行為
- ・入札談合：国や地方公共団体等の公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する企業同士が事前に相談して、受注する企業や金

額等を決めて、競争をやめてしまうこと

- ・私的独占：企業が単独で、または他の企業と手を組み、競争相手を市場から締め出したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為
- ・優越的地位の濫用：取引上優越した地位にある企業が、取引先に対して不当に不利益を与える行為

#### 4. 反社会的勢力の排除

暴力団や総会屋等の反社会的勢力との一切の関わりを持たないことをご依頼申し上げます。

#### 【人権への配慮】

以下の事項を含む国際的に認められた人権（※）を保護、尊重するとともに、あらゆる人権侵害に加担しないことをご依頼申し上げます。

（※）すべての人が生まれながらに持っている権利であり、「世界人権宣言」を含む国際人権章典や、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に定められたものを指します。

#### 1. 児童労働

法定就労年齢未満の児童を雇用しないこと、また、児童の安全、健康、道徳を損なうような就労をさせないことをご依頼申し上げます。

#### 2. 強制労働

すべての労働は自主的なものであり、サプライヤー様の労働者が自らの意思判断で労働できるよう保証することをご依頼申し上げます。

#### <ご参考>強制労働とは（該当する行動と共に補足説明）

強制労働とは、ある者が処罰の脅威のもとに強要され、かつ自ら任意に申し出たものではないすべての作業または役務のことを指します。例えば、以下のような行動も強制労働に該当します。

- ・強制的な超過勤務や、雇用の見返りとして保証の預託（金融書類または個人的な文書）を求める搾取的な行為
- ・全面的もしくは部分的な移動の自由の制限
- ・賃金の留保または不払（実体のない債務返済、搾取、その他の形態による強要にも関連する）
- ・非正規移民である労働者を当局へ告発するという脅迫

#### 3. ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等各種ハラスメント（嫌がらせ）や、暴力・暴言等の個人の尊厳を傷つける行為を禁止することをご依頼申し上げます。

#### 4. 差別の禁止

人種、国籍、民族、信条、宗教、社会的身分、出身地、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、学歴、結婚の有無等に関する一切の差別を行わず、機会均等と処遇における公平の実現に努め、尊厳と尊敬をもって労働者を扱うことをご依頼申し上げます。

#### 5. 結社の自由・団体交渉権の保障

法令や労働協約に則り、労働者の結社の自由、団体交渉を行う権利を尊重することをご依頼申し上げます。

<ご参考>結社の自由とは

- ・結社の自由とは、すべての使用者と労働者が、制限されずにまた自主的に組織を設立し、自己の選択によって加入するか否かを決定する権利を尊重することを意味します。
- ・「結社」には規則の作成、運営、代表者の選出といった活動があります。結社の自由によって、使用者、組合および労働者の代表は、三者にとって満足のいく合意に達するために、職場を利用して自由に問題点を協議することができます。

<ご参考>団体交渉を行う権利とは

- ・団体交渉とは、使用者と労働者が労使関係、特に労働条件や使用者と労働者（組織）間の関係調整等に関して議論と交渉を行う、任意のプロセスまたは活動を指します。

#### 6. 賃金の支払い

法令に則り、事業活動を行う地域の法定最低賃金を遵守し、労働法規等に違反する賃金減額を行わないことをご依頼申し上げます。

#### 7. 労働時間

法令に定められた労働時間を遵守し、労働者に有給休暇取得の権利を与えることをご依頼申し上げます。

#### 8. 責任ある調達

当社グループに納品する製品の原材料のトレーサビリティの確保に努めることをご依頼申し上げます。

#### 9. 地域住民の権利

事業活動を行う地域の歴史、文化、習慣や生活様式を理解、尊重し、事業活動を行う地域における住民の土地の権利、水へのアクセス、安全、健康等を尊重し、配慮する

ことをご依頼申し上げます。

### 【労働安全衛生】

#### 1. 労働環境

就業中に発生する事故や、疾病の原因となる化学物質、騒音、悪臭等の発生源の特定・除去に努めることにより、労働者に対して安全かつ健康的な職場環境を提供することをご依頼申し上げます。

#### 2. 作業工程における安全確保

作業工程における労災リスクを把握し、防止策を実施することで労働者の安全を確保することをご依頼申し上げます。

#### 3. 防災

職場および労働者に提供する住居における火事や自然災害等を想定し、予防措置や発生時の対応手順を整備することをご依頼申し上げます。

### 【環境】

#### 1. 環境マネジメントシステム

環境に関する法規を遵守するとともに、適切な環境マネジメントの仕組みを構築し、環境保全活動に取り組むことをご依頼申し上げます。

#### 2. 気候変動

当社グループは 2050 年におけるサプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを実現することを目標に掲げ、事業活動における温室効果ガス排出削減に取り組んでおります。サプライヤー様におかれましても、以下の取り組みの推進を期待します。

- ・自社を含めた温室効果ガス排出量の把握
- ・温室効果ガス排出削減目標の設定
- ・温室効果ガス排出削減のための取り組みの推進

#### 3. サーキュラーエコノミー

事業における資源利用の削減、再利用、再資源化の推進に努め、サーキュラーエコノミーに貢献することをご依頼申し上げます。

#### 4. 水資源の有効利用、適正管理

水の効率的な使用および使用量削減および取水・排水の適正な管理に努めることをご依頼申し上げます。

#### 5. 有害物質・危険物等の適切な取り扱い

環境に悪影響を与える可能性のある有害物質や危険物を廃棄、大気放出、排水する際は、適切な管理と処理および排出抑制に努めることをご依頼申し上げます。

## 6. 生物多様性の保全

あらゆる事業活動において生態系に配慮し、生物多様性の保全に努めることをご依頼申し上げます。

<ご参考>生物多様性とは

- ・生物多様性とは、あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指す概念で、人間の消費活動等により急速に損なわれつつあります。企業活動は、自然資本（土壌、大気、水、動植物等）からもたらされる恵みによって支えられており、持続可能な企業活動には生物多様性の保全が重要です。

## 【安定供給の確保と品質の維持向上】

### 1. 事業継続

自社およびサプライチェーンの供給途絶リスクを把握し、安定供給に向けた適切な対策を講じることをご依頼申し上げます。

### 2. 品質の維持向上

当社グループ各社の品質基準を満たすことを保証するとともに、継続的に品質の維持向上に取り組むことをご依頼申し上げます。

## 【情報の適正管理】

### 1. 情報セキュリティ

サプライヤー様の情報資産の管理に関して、以下の行動をご依頼申し上げます。

- ・情報セキュリティに関する法令、社会的規範を常に遵守し、情報セキュリティ確保への継続的な改善・向上に努める。
- ・管理、監督下にある情報資産を脅威から保護するために適切なセキュリティ対策を講ずるとともに、その管理・利用を適切に行う。
- ・他社の情報資産や労働者、取引先等に関する個人情報は、すべて正当な方法によってのみ入手するとともに、利用範囲その他条件を確認し、厳重に管理する。

### 2. 知的財産の管理

サプライヤー様の知的財産の管理に関して、以下の行動をご依頼申し上げます。

- ・自社の知的財産権等が第三者に侵害されないよう適切に保護する。
- ・第三者の知的財産権等の不正入手や不正使用等、第三者の権利を侵害する行為は、一切行わない。

2025年12月1日

エバタ株式会社

代表取締役社長 久保田 賢